令和３年２月市議会　教育厚生委員会

第 11 号議案　令和３年度　長崎市一般会計予算

目 次　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　説明書記載頁

1　福祉部 当初予算比較表 ………………………………… P１

2　多機関型包括的支援体制構築事業費（3.1.1）………… P２～４　（P 156～157）

3　長崎市社会福祉協議会に対する助成等一覧表 ………… P５　（P 158～159 / P 162～163 / P 164～165 / P 174～175）

4　介護給付費（3.1.2）………………………………… P６～７　（P 158～159）

5　訓練等給付費（3.1.2）……………………………… P８～９　（P 158～159）

6　相談支援等給付費（3.1.2）………………………… P 10～11　（P 158～159）

7　障害児通所給付費（3.1.2）………………………… P 12～13　（P 158～159）

8　成年後見制度利用支援費（3.1.2）………………… P 14～16　（P 160～161）

9　ピアサポーター養成費（3.1.2）…………………… P 17　（P 160～161）

10　長崎市障害福祉センター事業概要 ………………… P 18　（P 160～161）

11　授産製品販売促進費（3.1.2）……………………… P 19～21　（P 160～161）

12　【単独】障害者福祉施設整備事業費

障害福祉センター（3.1.2）………………………… P 22　（P 162～163）

13　高島地区小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助金（3.1.3）・P 23～25　（P 164～165）

福　祉　部

令和３年２月

福祉部 当初予算比較表（人事課所管の給与費を除く）

（単位：千円）

款 項 目	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	増減額	増減率
3 民生費	24,722,689	23,903,134	819,555	3.43%
1 社会福祉費	24,722,689	23,903,134	819,555	3.43%
1 社会福祉総務費	186,084	174,288	11,796	6.77%
2 障害者福祉費	15,184,591	14,577,355	607,236	4.17%
3 高齢者福祉費	1,888,471	1,939,503	▲ 51,032	▲ 2.63%
5 老人ホーム費	54,422	54,495	▲ 73	▲ 0.13%
6 民生委員費	124,494	125,472	▲ 978	▲ 0.78%
9 介護保険事業費	7,284,627	7,032,021	252,606	3.59%
合 計	24,722,689	23,903,134	819,555	3.43%

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
156～157	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	5-1	多機関型包括的支援体制構築事業費	千円 34，567

1　概　要

高齢、障害、子育て、生活困窮など福祉分野に関連する複合的な課題にワンストップで対応する相談窓口を設置し、包括的な支援を実施する。また、地域における各相談支援機関等との連携体制の構築、不足する社会資源についての検討及び新たな資源の創出に向けて取り組むとともに、地域の福祉課題について必要に応じ相談支援機関等と連携して対応することで、地域を包括的に支える体制づくりに取り組む。

なお、財源については、改正社会福祉法に規定された「重層的支援体制整備事業」への移行準備事業による国庫補助金を活用し、現在の多機関型地域包括支援センターによる包括的な支援を継続するもの。

2　事業内容

(1)　事業内容

市内2箇所に「多機関型地域包括支援センター」を設置し、それぞれに配置する相談支援包括化推進員（社会福祉士　3名×2箇所）により、以下の（ア）から（カ）までの業務を行う。

（ア）相談者等に対する支援の実施
（イ）地域における各相談支援機関等との連携体制の構築
（ウ）相談支援包括化推進会議の開催
（エ）新たな社会資源の創出に向けた取組み
（オ）地域住民の相談を受け止める機能の構築と地域における福祉課題の把握
（カ）地域における福祉課題の解決に向けた検討

(2)　設置場所　（市内２箇所）

①北多機関型地域包括支援センター（琴海地域包括支援センター内）
②南多機関型地域包括支援センター（大浦地域包括支援センター内）

(3)　事業費内訳

委託料　３４，４４９千円
旅費　　　　１１８千円

3　財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金	県支出金	その他	一般財源
千円 ３４，５６７	千円 ２５，９２５	千円 －	千円 －	千円 ８，６４２

※　国庫補助率：事業費（３４，５６７千円）の３／４（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

【参考】

1　個別相談実績

【単位：人】

区分	前年度からの継続支援者数①			新規支援者数②			支援者総数(①+②)			
	南多機関	北多機関	計	南多機関	北多機関	計	南多機関	北多機関	計	月平均
平成29年度	41	40	81	293	207	500	334	247	581	48.4
平成30年度	90	88	178	305	351	656	395	439	834	69.5
令和元年度	143	129	272	252	199	451	395	328	723	60.3
令和2年度(12月末時点)	125	65	190	129	147	276	254	212	466	51.8

2　相談支援包括化推進会議の開催実績

区分	主催(回)	参加(回)	合計(回)	(月平均)	参加者数(人)
平成29年度	51	102	153	(12.8)	2,717
平成30年度	131	119	250	(20.8)	3,730
令和元年度	102	89	191	(15.9)	2,660
令和2年度(12月末時点)	76	67	143	(15.9)	927

個別会議
支援対象世帯の関係機関が集まり、
- 世帯情報の共有
- 課題の確認・整理
- 支援方針の検討・決定　など

全体会議
多世代にわたる関係機関や地域の方が集まり、
- 地域課題や関係機関が抱える課題の抽出・整理
- 不足する資源創出に向けた検討
- 包括的な支援体制づくり　など

3　令和3年度の主な取組

(1)　相談支援

- 高齢、障害（疑い含む）、生活困窮、病気など、異なる分野の複雑かつ多様な課題に対応するため、福祉分野のみならず税関係や法律関係等の機関や行政の会議等との連携による、入口支援の強化
- 家族機能不全に対応するため、障害、就労、若者支援等の多様な専門機関との連携による、家族それぞれの年代や状態に応じた出口支援の強化

(2)　参加支援

- 分野の狭間により生じる社会的孤立の防止に向けた取組み（私立高校での居場所づくり等）
- 地域の社会資源などを活用した社会とのつながり作りに向けた支援（支援者本人への定期訪問、日常生活の見守り等）

(3)　地域づくり支援

- 相談支援包括化推進会議の開催を通じた、地域や各専門機関が抱える課題の把握、地域づくりのための既存の地域資源の活用、社会資源創出の検討及びネットワークの構築
- 各機関や市民に対し、リーフレット、パンフレット等を活用した事業の普及啓発

4　工程表

事業	多機関型包括的支援体制構築モデル事業		多機関型包括的支援体制構築事業		
年度	平成28年度～令和2年度		令和3年度	令和4年度以降	
事業内容	(1) 相談者等に対する支援の実施 (2) 地域における各相談支援機関等との連携体制の構築 (3) 相談支援包括化推進会議の開催	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	取組みを継続	一体的に実施	Ⅰ 相談支援 Ⅱ 参加支援 Ⅲ 地域づくり支援 事業内容の詳細・要件・財源等を確認しながら「重層的支援体制整備事業」による事業展開
	(4) 新たな社会資源の創出に向けた取組み	参加支援	取組みを継続		
	(5) 地域住民の相談を受け止める機能の構築と地域における福祉課題の把握 (6) 地域における福祉課題の解決に向けた検討	地域づくり支援	取組みを継続		

長崎市社会福祉協議会に対する助成等一覧表（令和３年度当初予算）

1　補助金

区分				令和3年度当初予算①（千円）	令和2年度当初予算②（千円）	増減 ①－②（千円）	備考	予算説明書記載頁
社会福祉総務費	長崎市社会福祉協議会補助金	管理運営費		137,410	131,341	6,069		159
		内訳	事務局職員人件費	119,188	114,005	5,183	①本所　21（21）名 ・プロパー　17（17）名　103,973（101,477）千円 ・再雇用　1（1）名　4,627（4,643）千円 ・市OB嘱託　1（1）名　4,595（4,453）千円 ・嘱託　2（2）名　3,713（1,409）千円 ②地域福祉計画策定に伴う時間外 2,280（2,023）千円 計　119,188（114,005）千円 ※（　）内の数字は前年度	
			地域福祉活動推進事業	708	804	▲ 96	地区社協助成金@12,000×59地区	
			社会福祉会館維持管理費	2,924	2,811	113		
			総合相談支援事業	752	750	2		
			会長報酬等	2,112	2,899	▲ 787		
			事務費	11,726	10,072	1,654		

2　その他委託料

区分		令和3年度当初予算①（千円）	令和2年度当初予算②（千円）	増減 ①－②（千円）	備考	予算説明書記載頁
社会福祉総務費	生活困窮者自立支援費(3.1.1)	45,485	46,012	▲ 527	市内全域	159
障害者福祉費	配食サービス費(3.1.2)	168	157	11	香焼地区、琴海地区、三和地区	163
高齢者福祉費	老人福祉センター・老人憩の家運営費(3.1.3)	10,909	10,909	－	香焼地区	165
児童福祉総務費	ファミリー・サポート・センター運営費(3.2.1)	5,079	4,812	267	市内全域	175
介護保険事業特別会計	短期集中型通所サービス事業費(4.1.1)	640	1,728	▲1,088	深堀・香焼地区、伊王島地区、三和地区	特会41
	総合支援配食サービス事業費(4.1.1)	1,893	2,403	▲510	香焼地区、三和地区、琴海地区	特会41
	生涯元気事業費(4.1.2)	2,050	1,851	199	深堀・香焼地区	特会41
	要介護者配食サービス事業費(4.2.2)	1,883	2,684	▲801	香焼地区、三和地区、琴海地区	特会45
合計		68,107	70,556	▲ 2,449		

3　総計（１＋２）

区分	令和3年度当初予算①（千円）	令和2年度当初予算②（千円）	増減 ①-②=③（千円）	増減率 ③÷②（%）
金額	205,517	201,897	3,620	1.79%

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
158～159	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	2-1	介護給付費	千円 5, 491, 705

1 概 要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者・児が安心して地域生活を送れるよう、個々の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定を行う「障害福祉サービス」のうち、日常生活において必要な居宅介護や施設での日中活動支援などの給付を行うもの。

2 給付費内訳 (単位:千円)

サービス種別	サービス内容	令和2年度当初予算①	令和3年度当初予算②	増減(②－①)
施設入所支援	施設に入所する障害者に、夜間において、入浴、食事などの介護等を行う	883, 048	905, 429	22, 381
療養介護	医療と常時介護を要する障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理及び介護等の日常生活上の世話を行う	606, 905	602, 164	▲4, 741
生活介護	常時介護を要する障害者に、日中において、施設での入浴、食事などの介護等や創作的活動、生産活動の機会を提供する	2, 754, 523	2, 915, 821	161, 298
重度訪問介護	常時介護を要する重度の肢体不自由者、知的・精神障害者に、居宅において入浴、食事などの介護等や外出時における移動支援を総合的に行う	182, 114	228, 366	46, 252
重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害者のうち、意思疎通を図ることが著しく困難な者に、重度訪問介護、生活介護などの複数のサービスを包括的に提供する	307	306	▲1
居宅介護	居宅において、入浴、食事などの介護等、並びに生活等に関する相談やその他の生活全般にわたる援助を行う	564, 198	562, 372	▲1, 826
行動援護	知的・精神障害により行動上著しい困難を伴い、常時介護を要する者に対し、外出時における移動中の介護等を行う	44, 187	36, 562	▲7, 625
短期入所	居宅で障害者の介護を行う者が疾病等により介護できない場合に、施設等に短期間入所させ、入浴、食事などの介護等を行う	148, 131	150, 759	2, 628
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する者に、外出時において同行し、移動に必要な情報提供や介護等を行う	84, 672	89, 926	5, 254
合計		5, 268, 085	5, 491, 705	223, 620

3 サービスごとの延利用数

サービス種別	単位	令和2年度当初予算①	令和3年度当初予算②	増減(②−①)
施設入所支援	日	222, 447	237, 396	14, 949
療 養 介 護	日	54, 874	52, 791	▲2, 083
生 活 介 護	日	274, 830	289, 275	14, 445
重度訪問介護	時間	57, 248	65, 320	8, 072
重度障害者等包括支援	時間	360	360	0
居 宅 介 護	時間	129, 712	125, 614	▲4, 098
行 動 援 護	時間	5, 366	5, 094	▲272
短 期 入 所	日	17, 219	16, 404	▲815
同 行 援 護	時間	30, 707	28, 234	▲2, 473

4 財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	その他	一般財源
千円 5, 491, 705	千円 2, 745, 852	千円 1, 372, 926	千円 −	千円 1, 372, 927

※1 国庫負担率:事業費の1/2(障害者自立支援給付費国庫負担金)

※2 県費負担率:事業費の1/4(長崎県障害者自立支援給付費県費負担金)

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
158～159	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	2-2	訓練等給付費	千円 3, 870, 220

1 概 要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者・児が安心して地域生活を送れるよう、個々の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定を行う「障害福祉サービス」のうち、自立生活に必要な就労支援や共同生活援助（グループホーム）などの給付を行うもの。

2 給付費内訳　　（単位：千円）

サービス種別	サービス内容	令和2年度当初予算①	令和3年度当初予算②	増減（②－①）
就労定着支援	一般就労へ移行したことに伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う	5, 329	10, 544	5, 215
就労移行支援	一般企業等への就労を希望し、通常の事業所への雇用が可能と見込まれる65歳未満の障害者に、生産活動、職場体験等の機会の提供や、就労に必要な訓練を行う	78, 978	111, 643	32, 665
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等に就労することが困難な障害者に、雇用契約等に基づき、就労や生産活動等の機会を提供することにより、就労に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練等を行う ・A型：雇用型（最低賃金が適用される） ・B型：非雇用型（最低賃金が適用されない）	（A型） 497, 180	585, 729	88, 549
		（B型） 1, 818, 565	1, 874, 380	55, 815
自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持、向上等のために必要な訓練を行う	127, 476	118, 327	▲9, 149
共同生活援助	主として夜間に、共同生活住居で相談、入浴、食事などの介護やその他日常生活上の援助を行う	1, 118, 072	1, 169, 454	51, 382
自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者の地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し、生活面や健康面などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う	426	143	▲283
合計		3, 646, 026	3, 870, 220	224, 194

3 サービスごとの延利用数

サービス種別	単位	令和2年度 当初予算①	令和3年度 当初予算②	増減(②−①)
就労定着支援	日	234	390	156
就労移行支援	日	11, 132	13, 655	2, 523
就労継続支援 (A 型・B 型)	日	(A 型) 58, 983	67, 927	8, 944
		(B 型) 275, 072	262, 561	▲12, 511
自　立　訓　練	日	20, 837	16, 424	▲4, 413
共同生活援助	日	197, 460	201, 595	4, 135
自立生活援助	人	84	24	▲60

4 財源内訳

事業費	財　源　内　訳			
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	その他	一般財源
千円 3, 870, 220	千円 1, 935, 110	千円 967, 555	千円 −	千円 967, 555

※1 国庫負担率:事業費の1/2(障害者自立支援給付費国庫負担金)

※2 県費負担率:事業費の1/4(長崎県障害者自立支援給付費県費負担金)

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
158～159	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	2-3	相談支援等給付費	千円 220,435

1 概　要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害福祉サービスの利用計画における相談及び作成や施設等から地域生活への移行に向けた支援等の給付を行うもの。

2 給付費内訳　　（単位:千円）

サービス種別	サービス内容	令和2年度当初予算①	令和3年度当初予算②	増減（②－①）
計画相談支援	障害福祉サービス等利用計画についての相談及び作成などを行い、障害者・児の自立生活のための課題解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより支援を行う	195,967	216,970	21,003
地域相談支援	入所施設や精神科病院等から退所・退院する者に対し、地域移行に向けての相談や支援及び、移行後における緊急事態への対応等を行う	3,802	3,465	▲337
合計		199,769	220,435	20,666

3 サービスごとの延利用数

サービス種別	単位	令和2年度当初予算①	令和3年度当初予算②	増減（②－①）
計画相談支援	人	13,584	14,258	674
地域相談支援	人	210	225	15

4 財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	その他	一般財源
千円 220, 435	千円 110, 217	千円 55, 108	千円 ―	千円 55, 110

※1 国庫負担率:事業費の1/2(障害者自立支援給付費国庫負担金)

※2 県費負担率:事業費の1/4(長崎県障害者自立支援給付費県費負担金)

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
158～159	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	3-1	障害児通所給付費	千円 2,217,449

1 概　要

児童福祉法に基づき、療育や訓練等が必要な障害児に対する、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練などの通所サービスを提供するもの。

2 給付費内訳

(単位:千円)

サービス種別	サービス内容	令和2年度当初予算①	令和3年度当初予算②	増減(②－①)
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障害児において、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与等の支援を行う	608	1,818	1,210
児童発達支援	障害のある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	311,308	345,522	34,214
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する	1,779,916	1,859,409	79,493
保育所等訪問支援	保育士等が保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う	7,199	9,367	2,168
高額障害児通所給付	同じ世帯の中で複数の児童が障害児通所サービスを利用する場合や、障害者総合支援法に基づくサービスを併用する場合など、世帯の負担上限額を超える場合、その超えた額を支給する	1,375	1,333	▲42
合　計		2,100,406	2,217,449	117,043

3 サービスごとの延利用数

サービス種別	単位	令和2年度当初予算①	令和3年度当初予算②	増減(②－①)
居宅訪問型児童発達支援	日	60	180	120
児童発達支援	日	26, 561	28, 111	1, 550
放課後等デイサービス	日	158, 988	176, 023	17, 035
保育所等訪問支援	日	396	653	257
高額障害児通所給付	人	186	95	▲91

4 財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	その他	一般財源
千円 2, 217, 449	千円 1, 108, 724	千円 554, 362	千円 －	千円 554, 363

※1 国庫負担率:事業費の1/2(障害児入所給付費等国庫負担金)

※2 県費負担率:事業費の1/4(長崎県障害児通所給付費等県費負担金)

【参考】サービス受給者数推移(児童発達支援及び放課後等デイサービス受給者計)

平成28年3月(実績)	平成29年3月(実績)	平成30年3月(実績)	平成31年3月(実積)	令和2年3月(実績)	令和3年3月(見込)
643人	756人	978人	1, 185人	1, 351人	1, 465人

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
160～161	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	4-9	成年後見制度利用支援費	千円 2,897

1 概要

(1) 成年後見制度

知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分な方の財産管理及び意思決定支援・身上保護をするための制度。

法定後見制度と任意後見制度に分類され、成年後見制度利用支援事業が対象とするのは、法定後見制度である。

(1)表

	任意後見	法定後見		
		後見	保佐	補助
対象者	判断能力が不十分な状況にある人	判断能力が欠けていることが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
後見人等の選任者	本人	家庭裁判所		
申立人	本人など	①本人、配偶者、四親等内の親族など ②市町村長（①ができない場合）		

(2) 成年後見制度利用支援事業

ア 身寄りがなく、判断能力が十分でない知的障害者、精神障害者について、市長が家庭裁判所に対し、後見人等の選任を求めて申し立てを行う。((1)表-②参照)

イ 成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、申立て費用や後見人等への報酬費用の負担が困難な場合に市が一部又は全額を助成する。

本事業は、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられ、地域の実情に応じて、必要な支援を行うことができるものとされており、現在、長崎市では費用の助成を行う対象は市長申立てを行った事案のみに限定している。

※市長申立件数及び報酬助成件数

	H28	H29	H30	R1	R2 (R3.2.1現在)
ア 市長申立件数	2	0	0	0	0
イ 報酬助成件数	0	0	1	0	0

・本人が報酬を支払える場合などがあるため、市長申立件数と報酬助成件数は一致しない。

(3) 申立費用と後見人等への報酬の助成

ア　申立てに関する費用

項　目	費　用
申立手数料など各種手数料等	3～5千円程度
家庭裁判所からの郵送費用	3～4千円程度

その他：家庭裁判所から求められた場合のみ鑑定費用5～10万円程度

イ　後見人等に対する報酬

成年後見人等は1年に1回程度、家庭裁判所に報酬付与審判の申立てを行い、同裁判所がその報酬額を決定する。

被後見人等の所在	長崎市報酬助成額（月額）※
在宅	28,000円
施設	18,000円

※厚生労働省が参考に提示している上限額と同額

2　拡大する内容

市長申立て以外(本人申立てや親族申立て)の者の成年後見人等に就任した専門職後見人において、被後見人等が生活保護受給者などで低所得のため、家裁審判額の決定額によっては、後見人活動に支障が生じる場合があることから、専門職後見人活動に要する費用を助成する。(1(1)表-①が新たな対象)

(1)対象

市長申立て以外(本人申立てや親族申立て)の専門職後見人(弁護士、司法書士、社会福祉士)

(2)助成内容

被後見人等の所在	助成額（月額）
在宅	10,000円ー家裁審判額
施設	6,400円ー家裁審判額

※家裁審判額が在宅者10,000円未満、施設入所者6,400円未満の場合を助成対象とする。

【参考】中核市における報酬助成適用対象拡大（市長申立以外）の実施状況（R2.6調査）

	中核市
市長申立のみ	24市（40.0%）
市長申立以外も含む	36市（60.0%）
合　計	60市（100 %）

3　事業費

(1) 事業費合計　　2,897 千円（うち、拡大分 2,520 千円）

(2) 事業費内訳

ア　報償費　　2,760 千円

市長申立て以外報酬助成(2,520 千円)【拡大】

@10 千円×12 月×21 人＝2,520 千円

市長申立て報酬助成（240 千円）

@20 千円×12 月×1 人＝240 千円

イ　役務費　　137 千円

市長申立てに係る経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用、診断書料等）

4　財源内訳

事業費	財　源　内　訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円 2,897	千円 989	千円 494	千円 －	千円 －	千円 1,414

※1　地域生活支援事業費等国庫補助金（補助率 1/2 以内）：事業費×1/2×交付実積率 68.29%（令和元年度実績）

※2　長崎県地域生活支援事業費補助金（補助率 1/4 以内）：事業費×1/4×交付実積率 68.29%（令和元年度実績）

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
160～161	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	4-10	ピアサポーター養成費	千円 1，900

1　概要

自らの障害・疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、障害者のための支援を行うピアサポーターを養成し、精神障害者の社会参加促進及び福祉事業所等への雇用に繋げる取り組みを進めるため、地域生活支援事業費国庫補助金等を活用し実施するもの。

2　事業内容

ピアサポーター養成講座の開催及び福祉事業所等への雇用に繋げるための周知啓発活動を行う。

・ピアサポーター養成委託費　　　　１，９００千円
（人件費、会場借上料、謝礼金、交通費、通信運搬費、消耗品費等）

（１）養成講座の開催
・先輩ピアサポーターの体験談を通して、ピアサポーターとしての心構えや活動を学ぶ。
・自身の障害や疾病への向き合い方、変調を来した場合の対処法等を学ぶ。
・自身の障害や疾病に関する特性を知り、職場に伝えるための方法等を学ぶ。

（２）養成講座修了者を福祉事業所等への雇用に繋げるための周知啓発活動

3 財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金※1	県支出金※2	その他	一般財源
千円 1，900	千円 950	千円 475	千円 —	千円 475

※1　地域生活支援事業費国庫補助金　（補助率 1/2 以内）　事業費×1/2
※2　長崎県地域生活支援事業費補助金（補助率 1/4 以内）　事業費×1/4

長崎市障害福祉センター事業概要

【委託料：３１５，９０１千円】

１　目　的

長崎市障害福祉センターは在宅障害福祉の拠点的な施設として、相談・療育・指導・リハビリテーション・スポーツ・レクリエーションの各分野で専門性（医学的なものも含む）を有したサービスを総合的に提供することにより、障害者の社会参加及び自立を促進することを目的とする。

２　指定管理者

（１）　法　人　名　　社会福祉法人　長崎市社会福祉事業団
（２）　所　在　地　　長崎市茂里町２番４１号
（３）　事業開始　　平成４年４月１日（平成１８年４月１日から指定管理）

３　事業内容及び事業費一覧

（単位：千円）

事業名	内容	根拠法等	事業費		
			２年度	３年度	増減額
管理運営費	法人運営業務、職員の人事、給与、福利厚生、経理管理、庶務及び施設、設備の管理さらには各施設・事業所との連絡調整業務を行う。		52,708	39,621	△13,087
身体障害者福祉センター費	障害者の各種相談、訓練、講習、教養、スポーツ・レクリエーションなどのために施設の提供や指導、手話通訳者の配置等を行う。	身体障害者福祉法	111,285	114,474	3,189
障害児通所支援費	未就学の障害児に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業を実施する。（定員 45 人）	児童福祉法	25,395	22,119	△3,276
地域活動支援センターⅡ型費	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う。	障害者総合支援法	8,470	7,777	△693
相談支援費	在宅の障害児（者）の各種相談に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や福祉に関する情報提供等を総合的に行う。	障害者総合支援法	20,051	24,932	4,881
障害者就労支援相談所運営費	関係機関と連携を図りながら、障害者で就労中又は就労を希望する者に対し、就労相談支援、雇用準備支援、情報提供等を行う。	市要綱	7,217	5,674	△1,543
診療所費	小児科、整形外科の医師及び理学療法士等が、心身障害児（者）に対し、診断・評価・訓練を行うとともに、地域や家族に対する支援を行う。	医療法	95,690	79,654	△16,036
障害児等療育支援費	在宅の重度障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、外来・訪問による療育等の指導、その他必要な支援を行う。	市要綱	10,217	9,730	△487
機能訓練費	病院や施設等を退院、退所した身体障害者が地域生活を営むのに必要な機能訓練（リハビリテーション）を行う。（定員 20 人）	障害者総合支援法	8,433	11,920	3,487
		委託料合計	**339,466**	**315,901**	**△23,565**

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
160～161	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	6-1	授産製品販売促進費	千円 15，776

1 概　要

障害者の店「はあと屋」の運営を通じ、福祉的就労を行う障害者の社会参加の促進と、授産製品の売り上げ向上、授産工賃アップを図る。

国及び地方公共団体等に対し、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や受注機会の増大を図るための措置などを求めた「障害者優先調達推進法」に基づく優先調達方針の作成、公表など、長崎市の取り組みとも連携し、事業を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により製品や役務の受注件数が減少し、利用者へ支払う工賃等の維持が困難となっているため、安定した授産製品の販売を行う場として、オンラインショッピングサイトの開設を行い、店舗を介さない受注システムの構築を行うことにより、はあと屋全体の売上を確保し、ひいては授産工賃の維持・増強につなげる。

2 事業内容

(1) 委託先

チャレンジド・ショップはあと屋運営協議会

(2) 店舗の場所

万屋町ベルナード観光通り（約 60 ㎡）

(3) 参加施設等

市内 36 事業所（令和 2 年 12 月現在）

(4) 実施内容

ア 授産製品の販売

イ 製品別売上データの収集・分析

ウ 授産施設等への売上データ・分析結果の情報提供

エ インターネットによる消費者への商品情報提供

オ 官公需拡大のための共同受注窓口

カ オンライン販売の開始【拡大】

(5) 事業費内訳

ア　委託料　　　　　12,212 千円

授産製品販売促進事業委託

うち、(4)　カ　オンライン販売の開始【拡大】にかかる委託料　2,640 千円

(ア)　初期費用　2,200 千円　(福祉基金充当)

オンラインサイト作成、デザイン、商品登録

(イ)　ランニングコスト　440 千円

オンラインサイト運用代行費(40,000 円/月×10ヶ月×1.1)

イ　使用料及び賃借料　3,564 千円

店舗借上料

3　財源内訳

事　業　費	財　源　内　訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 15, 776	千円 ー	千円 ー	千円 ー	千円 2, 200	千円 13, 576

※　福祉基金充当(初期費用　2,200 千円に充当)

【参考1】売上等の実績及び見込み　（単位：円）

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度見込
はあと屋売上額	39,349,040	32,750,701	36,352,830	34,068,215	30,450,000
月額平均工賃	18,047	18,056	20,771	20,329	―

【参考2】就労系事業所等における活動内容別事業所数（令和2年12月現在）

	区　分	事業所数	割合(%)	主な作業内容
物品製造及び販売	食料品	22	35.5	パン、お菓子、農産物、食堂等における軽食や食事の販売
	布製品	9	14.5	マスク、軍手、ウエス、エプロン、小物入れ等
	生活用品	22	35.5	石鹸、木工品、革製品、工芸品等
	農業用品	1	1.7	花苗、花等
	小　計	54	87.2	
役務の提供	印　刷	4	6.4	名刺、封筒、チラシ等
	役　務	4	6.4	清掃、除草、データ入力、ホームページ等作成、軽作業（箱折り等）
	小　計	8	12.8	
合　計		62	100.0	

※チャレンジド・ショップはあと屋運営協議会に加盟している事業所（36事業所）の活動内容
※一つの事業所が複数の区分で活動している場合は重複して計算している。

予　算　説　明　書					事　　業　　名	予　算　額
ページ	款	項	目	番号		
162～163	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	13-1	【単独】障害者福祉施設整備事業費 障害福祉センター	千円 25，900

1　概　要

障害福祉センター（所在地：長崎市茂里町2番41号　もりまちハートセンター内）は、平成4年4月の開設から28年が経過し、各種施設・設備に劣化がみられるため、利用者が安心して施設を利用できるよう、計画的に整備を行う。

2　事業内容

工事等名	内　　容	備　　考
プール用還水槽入替工事 13,700 千円	プールから溢れた温水を貯水し、ろ過槽へ送るためのタンク。 設置から 28 年が経過し、パネルボルト周辺に亀裂が生じ漏水が発生しており、応急処置では完全な止水が困難になっているため、プールの利用に支障を来たさないよう、入替工事を行う。	
直流電源装置改修工事 12,200 千円	非常災害時等の停電時に非常用照明などの安全装置を作動させる設備。 設置から 28 年が経過しており、経過年数を考慮し、適切に作動させるため、新しい設備に更新する。	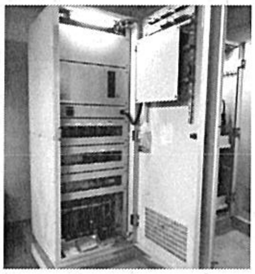 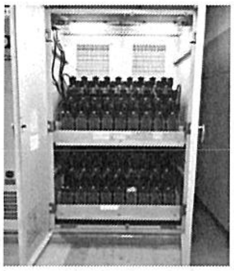

3　財源内訳

事　業　費	財　　源　　内　　訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円 25，900	千円 ―	千円 ―	千円 24，600	千円 ―	千円 1，300

※　合併特例債　充当率 95%（交付税措置率　70%）

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
164～165	3 民生費	1 社会福祉費	3 高齢者 福祉費	3-6	高島地区小規模多機能型 居宅介護事業所 運営費補助金	千円 19，710

1 概 要

人口減少が続く高島地区においては、介護サービス事業所の積極的な参入がなかったことから、運営費補助を行うことを前提として事業者の公募を行ったところ、1事業者から応募があり、令和2年7月1日に小規模多機能型居宅介護事業所を開設した。高島地区において介護サービスを安定的に提供するため、当該小規模多機能型居宅介護事業所に対し、運営費の補助を行うもの。

※ 小規模多機能型居宅介護の概要

小規模多機能型居宅介護とは、施設への「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や自宅への「訪問」を組み合わせ、生活支援や機能訓練をひとつの事業所で行う地域密着型サービスである。

利用者の生活に合わせて必要な3つのサービスをひとつの事業所で有効に組み合わせて提供できることで、中重度の要介護状態となっても在宅での生活を継続することができる。

小規模多機能型居宅介護のイメージ

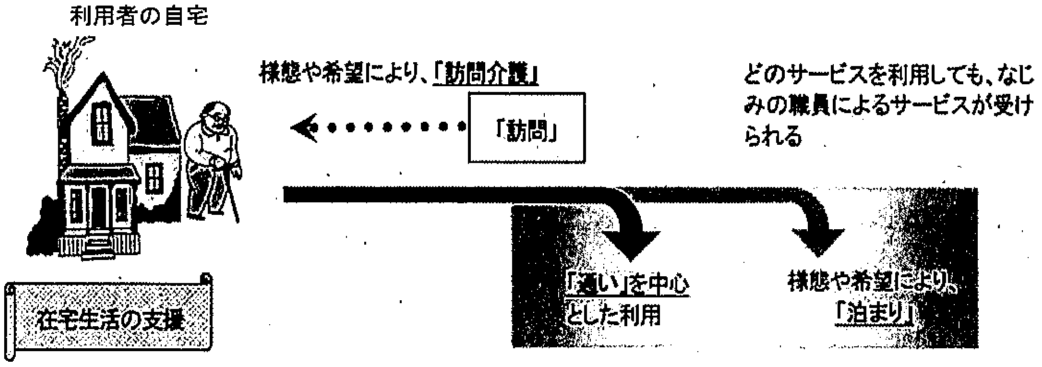

利用者

- ○登録者は29名以下
- ○「通い」の利用定員は登録定員の2分の1～18名の範囲内
  （登録定員が25人を超える事業所は別途）
- ○「泊まり」の利用定員は通いの利用定員の3分の1～9名の範囲内

人員配置

- ○介護・看護職員
  日中：通いの利用者3人に1人＋訪問対応1人
  夜間：泊まりと訪問対応で2人（1人は宿直可）
- ○介護支援専門員1人

設備

- ○泊まりは7.43㎡以上の宿泊室でプライバシーを確保すること

2 事業内容

(1)補助金の目的

高島地区において、介護が必要な状態になっても、住民ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な介護サービスを確保し、安定的にサービスを提供することを目的とする。

(2)補助対象　高島地区において小規模多機能型居宅介護事業所を運営する法人とする。

(3)補助する理由

将来的にも介護サービス事業者の参入が見込めない中で、小規模多機能型居宅介護はひとつの事業所で「通い」「訪問」「宿泊」サービスを一体的に提供でき、利用者においては中重度の要介護状態になっても在宅生活を継続できるサービスであり、その安定した事業所運営を継続して実施できるよう補助するもの。

(4)補助金の額

補助金の額は、補助対象期間(4月1日～3月31日)の小規模多機能型居宅介護事業所に係る支出額又は適正な経営状態を前提とした標準的な支出額(標準額)のいずれか低い額から収入額を控除して得た額とする。

※令和元年6月議会において、高島地区小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助の債務負担行為の議決を得ている。

期間:令和2年度～令和11年度　限度額:対象経費と標準額の低い方の額から収入額を控除した額

3 財源内訳

総事業費 ①	予算計上額 ②	財源内訳			事業者(主)負担額 ①－②※2
		国庫支出金	地方債※1	一般財源	
千円 42,750	千円 19,710	千円 －	千円 19,700	千円 10	千円 23,040

※1　過疎対策事業債　充当率100%(交付税措置率70%)

※2　事業者負担額の23,040千円は介護保険事業等収入と同額

4 運営状況

（1）法人名及び事業所名

法人名　NPO 法人　ふるさと　　理事長　本村　京子

事業所名　小規模多機能型居宅介護事業所　ふるさとⅡ

（2）運営の収支見込（令和3年度）　（単位:円）

科目		予算額	標準額
介護保険事業等収入	(A)	23,040,000	－
支出計	(B)	42,749,900	53,113,596
人件費		33,738,500	35,269,956
交通費		624,000	5,831,640
事業費		5,136,000	12,012,000
事務費		3,251,400	
収支差額	(A−B)	▲19,709,900	－

※ 参考　小規模多機能型居宅介護事業所　ふるさとⅡの概要

（１）登録定員　１８人、通いサービスの利用定員　１２人、宿泊サービスの利用定員　６人

登録者数　１７人、宿泊サービスの利用実績　なし（令和３年２月１日現在）

登録者内訳

要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計
１人	５人	９人	２人	０人	０人	０人	１７人

（２）職員の状況（１６人）

管理者　１人（本体事業所と兼務・常勤）

介護支援専門員　２人（常勤１人、本体事業所と兼務常勤１人、常勤換算１．３）

看護職員　２人（常勤１人、本体事業所と兼務常勤１人、常勤換算１．１）

介護職員　７人（常勤５人、非常勤２人、常勤換算５．７）

事務員　１人（本体事業所と兼務常勤１人）

介護補助（調理、送迎）　３人（非常勤３人）

（３）令和２年度予算額　１５，５０２，０００円（R2.7～R3.3 までの９か月間）